

厚生労働省発医政 0912 第 2 号
平成 26 年 9 月 12 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

平成 26 年度医療介護提供体制改革推進交付金及び
地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成 26 年度医療介護提供体制改革
推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱」により行うことと
され、平成 26 年 9 月 12 日から適用することとされたので通知する。

平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び
地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第6条に基づく基金（地域医療介護総合確保基金）の財源に充てるための医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

なお、医療介護提供体制改革推進交付金は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行により増加する消費税の収入（以下「消費税増収分」という。）を、地域医療対策支援臨時特例交付金は消費税増収分以外の税収等を、それぞれ財源としている。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、法第4条第1項の規定により都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するため、都道府県が行う基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、別に定める「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金造成事業に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、基金造成事業に必要な経費（別表の第1欄に定める事業を実施するための総事業費（以下「総事業費」という。）から、基金を活用して行われる事業の実施主体が負担する額（以下「事業者負担額」という。）及び寄付金その他の収入額を控除した額）に3分の2を乗じて得た額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
医療及び介護の総合的な確保のための事業であつて、都道府県計画で定めるもの	厚生労働大臣が必要と認める額

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 基金造成事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 基金造成事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 交付金と基金造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式7及び別紙様式8による調書を作成するとともに、基金造成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (6) 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、毎年度基金事業（地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定める基金事業をいう。）に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额（運用益を含む）に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 基金の解散後においても、事業者からの返還等が生じた場合には、これに3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1及び別紙様式2による申請書に都道府県計画（写）及び関係書類を添えて、平成26年10月31日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 交付金の交付決定後の基金造成事業の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3及び別紙様式4による変更申請書に関係書類

を添えて、平成27年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、基金造成事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成27年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5及び別紙様式6による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により、4、6、7及び9に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 (印)

平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) 都道府県計画 (写)
 - (3) その他参考となる書類

(別紙 1 - 1)

基金造成経費所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者 負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の額) (G) 円
医療介護提供体 制改革推進交付 金							
合計							

(別紙1-2)

基金造成経費所要額調書(事業別)

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
②居宅等における医療の提供に関する事業				
③医療従事者の確保に関する事業				
合計				

(注) ①の区分については、地域医療構想が定められるまでの間は、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、都道府県計画に定める医療機関の施設及び設備の整備に関する事業を記載するものとする。

(別紙2)

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 (印)

平成26年度地域医療対策支援臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙3)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙4)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) 都道府県計画 (写)
 - (3) その他参考となる書類

(別紙 3 - 1)

基金造成経費所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者 負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の額) (G) 円
地域医療対策支 援臨時特例交付 金							
合計							

(別紙 3 - 2)

基金造成経費所要額調書 (事業別)

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
②居宅等における医療の提供に関する事業				
③医療従事者の確保に関する事業				
合 計				

(注) ①の区分については、地域医療構想が定められるまでの間は、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、都道府県計画に定める医療機関の施設及び設備の整備に関する事業を記載するものとする。

(別紙4)

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 (印)

平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金の変更交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 変更交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(前回交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 2 基金造成経費変更所要額調書 (別紙1)
- 3 基金造成事業変更計画書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) 変更理由書
 - (3) 変更後の都道府県計画 (写)
 - (4) その他参考となる書類

(別紙1-1)

基金造成経費変更所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者 負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の額) (G) 円
医療介護提供体 制改革推進交付 金							
合計							

(注) 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで記載すること。

(別紙 1 - 2)

基金造成経費変更所要額調書 (事業別)

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
②居宅等における医療の提供に関する事業				
③医療従事者の確保に関する事業				
合 計				

(注) 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで記載すること。

(注) ①の区分については、地域医療構想が定められるまでの間は、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、都道府県計画に定める医療機関の施設及び設備の整備に関する事業を記載するものとする。

(別紙2)

基金造成事業変更計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで記載すること。
- 2 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
- 3 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式4)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 (印)

平成26年度地域医療対策支援臨時特例交付金の変更交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 変更交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(前回交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 2 基金造成経費変更所要額調書 (別紙3)
- 3 基金造成事業変更計画書 (別紙4)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) 変更理由書
 - (3) 変更後の都道府県計画 (写)
 - (4) その他参考となる書類

(別紙 3 - 1)

基金造成経費変更所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	事業者 負担額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円	所要額 (D×2/3) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較し て少ない方の額) (G) 円
地域医療対策支 援臨時特例交付 金							
合計							

(注) 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで記載すること。

(別紙 3 - 2)

基金造成経費変更所要額調書 (事業別)

区分	総事業費 (A) 円	事業者負担額 (B) 円	寄付金その他の収入額 (C) 円	基金造成事業に 必要な経費 (A-B-C) (D) 円
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
②居宅等における医療の提供に関する事業				
③医療従事者の確保に関する事業				
合 計				

(注) 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで記載すること。

(注) ①の区分については、地域医療構想が定められるまでの間は、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、都道府県計画に定める医療機関の施設及び設備の整備に関する事業を記載するものとする。

(別紙4)

基金造成事業変更計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 前回提出した基金造成経費所要額調書と同一の内容を記載し、今回の変更部分においては、上段に () 書きで記載すること。
- 2 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
- 3 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式5)

第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 (印)

平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 基金に関する条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式6)

第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知 事 (印)

平成26年度地域医療対策支援臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙3)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙4)
- 4 添付書類
 - (1) 基金に関する条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙4)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式7)

平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金調書

平成26年度 厚生労働省所管

都道府県名： _____

国		県								備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項)医療提供体制基盤整備費 (目)医療介護提供体制改革推進交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式8)

平成26年度地域医療対策支援臨時特例交付金調書

平成26年度 厚生労働省所管

都道府県名： _____

国		県								備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項)医療提供体制基盤整備費 (目)地域医療対策支援臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。